

岡山市総合特区における「介護機器貸与モデル事業」について

- 岡山市が総合特別区域法に基づく総合特区として実施する介護機器貸与モデル事業については、地域支援事業（任意事業）として実施することを同意しているところ。
- 本事業は、在宅で生活する高齢者の自立支援に資する最先端の介護機器を、要介護・要支援者にモデル的に貸与し、有効性等について検証を行うものである。
- 本事業で得られたデータについては、国に報告されるとともに、必要に応じて本検討会において議論されることとしている。

（参 考）【同意の要件】

<共通事項>

- ・介護機器貸与モデル事業と介護予防ポイント事業を総合的に実施し、生活支援を充実させ高齢者の自立支援につなげること。
- ・介護機器貸与実績や介護予防ポイント利用効果等の実績データ等を蓄積し、厚生労働省老健局に実績データ等の情報を提供すること。

<介護機器貸与モデル事業>

将来的に介護保険給付の対象となることを目指して指定地方公共団体においてその責任でモデル事業として介護機器の貸与事業を実施するものであり、具体的には以下の要件を満たすこと。

- ・貸与事業の対象とする介護機器は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成 11 年厚生省告示第 93 号）に定める機器ではなく、また、厚生労働省老健局が示す「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」の要件を全て満たすこと。
- ・貸与事業の対象の介護機器の効果については指定自治体においてデータ等を収集し、分析した上で厚生労働省老健局に報告すること。
- ・貸与事業に係る利用者の負担を介護保険給付の対象となる福祉用具貸与と同じとするなど、介護保険制度の福祉用具貸与の仕組みに則って行うこと。